

発達障害児のきょうだいにおける心理的成長過程に関する研究

松岡 瑞幸、井上 雅彦

神戸市総合療育センター、兵庫教育大学発達心理臨床センター

1. 目的

本研究ではきょうだいとその母親を対象に、半構造化面接法による聞き取りを行い、きょうだいが母親とのかかわりの中で同胞との問題や葛藤を乗り越えていった心理的過程について明らかにすることを目的とする。また、それらの結果をもとに、母親やきょうだいに対する適切な心理的支援について考察する。

2. 方法

1) 対象

発達障害児・者(肢体不自由を伴う知的障害児・者)を持つ母親とそのきょうだいを1組として、33組。対象とするきょうだいは中学生以上とし、本人の了承を得た者のみとした。

2) 手続き

質問項目を中心とした半構造化面接法により聞き取りを行った。質問は、Q1 同胞とのかかわりの様子とそのことへの思い、Q2 同胞への思い、Q3 親への思いと自分への対応、Q4 心理的ストレスを感じていた時の様子、Q5 心理的ストレスを感じていた時の母親の対応、以上の5つの点について行った。また質問は、就学前(3～6歳)・小学校低学年(7～9歳)・小学校高学年(10～12歳)・中学校(13～15歳)・高校(16～18歳)・19歳以降というようにきょうだいの年齢段階別に進めた。

3. 結果

母親ときょうだいに対するインタビューの結果、得られたデータは(1)きょうだいの障害理解、(2)きょうだいのストレスの2つに大別された。きょうだいの障害理解とストレスを、各年齢時期別の特徴を示す。

1) 障害理解

就学前(3～6歳)から小学校低学年(7～9歳)にかけて、きょうだいは同胞の障害に対して「治らないの?」という素朴な疑問を母親に投げかける傾向にあった(23事例中6事例)。またこの時期に同胞との生活する中で、同胞の障害を自然と受け入れたきょうだいは、すべてきょうだいが下【妹・弟】であった(23事例中3事例)。きょうだいが上【姉・兄】の場合、母親から妹・弟の障害について話を聞き、受け入れていった(23事例中3事例)。小学校高学年(10～12歳)では、次第に同胞の障害について客観的に理解をはじめた(23事例中4事例)。客観的に理解するとは、例えばある姉は妹の障害を理解して作文を書けるようになり、妹には障害があり、他の人とは明らかに違うということがわかるようになったという事例があげられる。中学(13歳～15歳)以降では、同胞の具体的な診断名や症状を母親などから聞くなどして理解し、自分はきょうだいとして、同胞に対する責任感が強く芽生えだしたという事例もあった(23事例中3事例)。

2) ストレス

就学前(3～6歳)から小学校低学年(7～9歳)では、(1)母親が同胞中心の生活になることに対するストレス

(23事例中8事例)と、(2)自分が同胞中心の生活になることに対するストレス(23事例中4事例)の2つに分けられた。(1)のストレスに対して母親は、できるだけきょうだいと一緒に過ごす時間をもつようにしていた(8事例中2事例)。小学校高学年(10～12歳)から中学(13歳～15歳)では、思春期に入り、同胞と一緒に外出すると周囲の目が気になるが、親と一緒にいることも恥ずかしいと思う年齢である(23事例中4事例)。そして、中学(13～15歳)では、高校受験時に同胞のことが関係して悩むという傾向があった。この時期、両親としては、できる限りきょうだいに同胞のことで負担をかけまいとしていた(23事例中3事例)。また、母親の中にはきょうだいと一対一で向き合おうとする者もいた。高校(16～18歳)以降になると、きょうだいの同胞に対する不安は結婚・出産と親亡き後の2つに絞られた(23事例中8事例)。親亡き後の問題は、高校あたりから具体的に考えていく傾向にあった。

考察

母親がきょうだいに対して、特に気をつけなければならないと考えられる時期とその対応は、きょうだいの進学などの節目によってストレスが生じる時期である。きょうだいの進学時、特に幼稚園入園や小学校入学時には、同胞の障害について素朴な疑問を投げかける傾向にあった。このような質問は、きょうだいが初めて家族以外の社会と触れることで同胞と友だちを比べることで生じる。またきょうだいと同胞の年齢が近かったり、双子の場合は、同胞が進学する時にもそのような素朴な質問を投げかける傾向にあった。その時、質問を投げかけられた母親は、きょうだいの年齢に応じた対応をし、きょうだいと積極的にかかわっていくことが必要と思われる。その後も、母親はきょうだいと、同胞の進学問題など同胞のことを話合う機会を積極的に設け、きょうだいからの意見を取り入れ、同胞の情報を共有し続けることが重要なことと思われる。さらにきょうだいが成長し、結婚や親亡き後の心配をするようになる時、親としては、きょうだいに今まで負担をかけてきた分、結婚や親亡き後まで負担をかけたくないという思いがある。しかし、今まで母親と共に同胞の介助など助け合ってきたきょうだいにとっては、親亡き後の同胞の行く末は気になるところである。母親はきょうだいに対して、「あなたに将来同胞の世話をしてもらうつもりはない」ということを伝えるのではなく、ともにこれからも同胞のことで話し合ったりし、親のパートナーとして支えとなってほしいということを伝えることが必要なのではないだろうか。つまり、母親はきょうだいとの今までどおりの関係をくずさずに、持続させていく配慮が必要であると思われる。